

人権・民主・平和

参加型システム研究所理事長 神奈川大学名誉教授 後藤 仁

人権。民主。平和。この3つについて、研究所が新年度を迎えたのを機会に、私見を述べてみたい。憲法の理想にもとづき、理想論に徹することにする。理想論こそが、いまや、現実的なのである。

人権（ヒューマン・ライツ）

人間という種に属するすべての個人は、みな平等に、一人ひとり人権を有する。人権は、天賦のものであり、これを侵されるべからず、侵すべからずなのである。

自由社会においては、他人の人権を侵害するのを避けることが、基本的な社会的責務になっている。社会の構成員は、お互いの人権を認め合うよう求められる。

ある個人の人権を保障するために、他の個人の人権を否定したり、切り下げる必要はない。被害者の人権は大切だが、だからといって、加害者の人権が守られなくていいわけではない。人権については、みな平等なのである。

もちろん、人権に国籍はない。人間どこで生活していようとも、その地で、人権を守られ、安心して、気持ちよく暮らしていなければならない。これからの日本社会は、本格的に外国籍市民を迎え入れることになる。国籍による差別を撤廃できないと、人材は結集しえない。難問から逃げるわけにはいかないのである。

日本国憲法は、人権宣言でもある。その主旨を活かした社会を構築していくべきなのである。

民主（デモクラシー）

憲法があるからと油断していると、政府に裏切られる。政府は、市民の人権に悪影響を及ぼしうるほどに強力な、強制力を付与されている。市民は、自分たちに向けて政府が振る権力について、政府を制御できないなければならない。

政府の究極の所有者は、市民である。政府の権威は、市民に由来する（government of the people）。直接民主主義に限らず、間接民主主義にあっても、市民は、自らの代表を通して、政府を動かす（by the people）。そして、政府の活動の成果は、市民が、これを享受する（for the people）。こうした民主主義の原理の下では、政府は、主権者市民の公僕であり、市民に対して説明責任を負う。説明責任を負えない政府は、創り直され

ることになるのである。

憲法は、市民が政府を創り、創り直す際の抛りどころである。市民が、政府を律するためのものでもある。立憲なくして、民主はないのである。

政府の活動は、憲法の光に照らされて、透明性の高いものになる。日光は、最良の消毒薬なのである。

平和（ピース）

私は、自由至上主義者である。民主主義原理主義者でもある。さらに、平和絶対主義者（パシフィスト）でもある。

制裁より交渉。圧力より対話。武器より文化。軍事より外交。戦争側のものより、平和よりのものに重きをおいて、判断をする。平和呆けの老人という批判を浴びてきたが、いまさら気持ちを変えることはできない。

戦争は、人間として最悪の行為である。すでに武勲などありえない。好敵手なる言葉も空語になった。敵は、無人の武器であったり、殺傷力を持つ見えない放射線であったりする。戦うこと、勝つことに、どんな意味が見出されるのか。ひどく空しい。

戦争のあるところ、観光も成り立たない。観光とは、文字通り、光を観に行くことである。現地でも暮らす人が、安心して、伸び伸びと生活を楽しんでいるところでない、光は感じられない。訪れたり、滞在したりする気に、なかなかない。世界の軍事費と旅行費は、ほぼ同じくらいという。それなら、軍事にではなく、平和の下での旅行に支出する方が、よほど現実的ではないか。

人権。民主。平和。この3つは、日本国憲法の3大原理である。日本国憲法を立憲したのは、だれか。日本国憲法の主語はだれか。日本社会を構成する市民（the people）である。そのことを、忘れないようにしましょう。

（ごとうひとし）